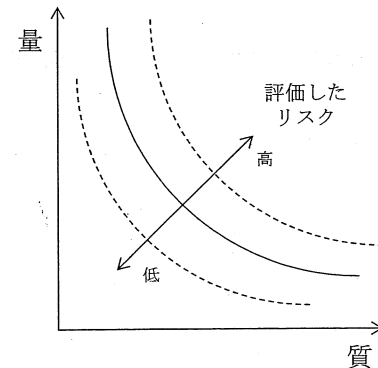




④ (4) 情報の適合性と信頼性 【短A 論A】

監査人は、監査手続を立案し実施する場合には、監査証拠として利用する情報（外部情報源^(*)から入手する情報を含む。）の適合性と信頼性を考慮しなければならない。[監基報500:6]

① 適合性

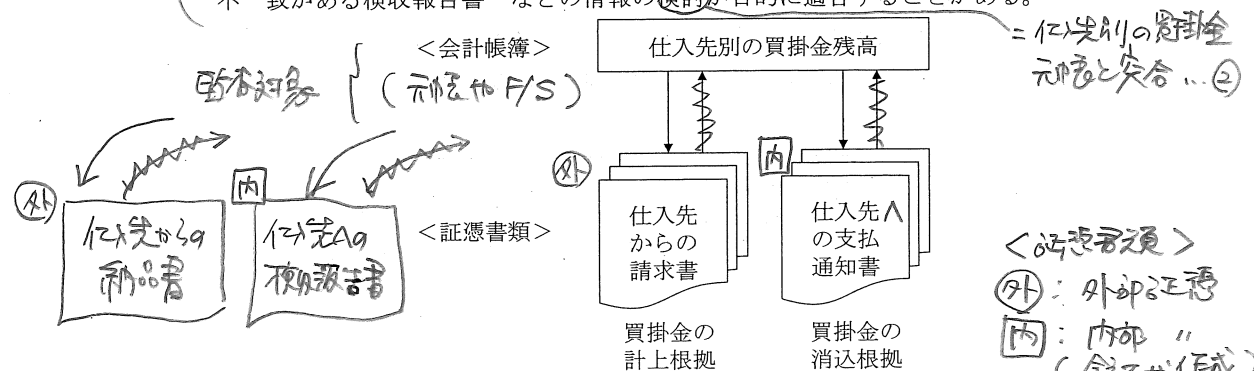
適合性は、監査手続の目的（又はアサーション）との論理的な関連性又は影響を扱う。

[監査手続の目的と情報の適合性]

監査証拠として利用する情報の適合性は、手続の目的によって影響される。

例えば、監査手続の目的が買掛金の実在性又は評価の妥当性に関して過小計上の有無を確認することである場合、帳簿に計上された買掛金を検討することが目的に適合する監査手続となることがある。

一方、買掛金の網羅性に関して過小計上の有無を確認する場合、帳簿に計上された買掛金の検討は目的に適合しておらず、期末日後の支払、未払の請求書、仕入先の支払通知書、不一致がある検収報告書^(*)などの情報の検討が目的に適合することがある。



(*)1 外部情報源とは、幅広い利用者の使用に適する情報を提供する外部の個人又は組織をいい、プライシング・サービス・ベンダー、政府機関、中央銀行又は広く認知された証券取引所などが含まれる。

(*)2 検収報告書と納品書との間に不一致がある場合には、買掛金の計上漏れの可能性があるため、不一致がある検収報告書を検討することが買掛金の網羅性を確かめる目的に適合することになる。

つまり、^①会計帳簿に計上された買掛金に基づき、その根拠となる証憑書類の有無を確認することにより、架空計上されたものでないこと（実在性）が裏付けられることになる。

一方、^②買掛金の証憑書類に基づき、対応する会計帳簿上の記録の有無を確認することにより、計上漏れがないこと（網羅性）が裏付けられることになる。

[アサーションと監査証拠の適合性]

あるアサーションに適合する監査証拠を提供する監査手続は、他のアサーションに適合する監査証拠を提供しないことがある。以下は、その例である。

- ・ 期末日後の売掛金の回収に関連した記録や文書の閲覧は、売掛金の期末日における実在性と評価の妥当性に関する監査証拠を提供するが、売掛金の期間帰属の適切性については、必ずしも監査証拠を提供しない^(*)。
- ・ 有形資産の実査からは、資産の実在性に関する証明力のある監査証拠を入手できるが、必ずしも資産に係る権利と義務又は評価に関する監査証拠を入手できるわけではない^(*)。
- ・ 株券や債券など、資産の実在性を直接に示す監査証拠を提供する文書の閲覧からは、必ずしも所有権又は評価に関する監査証拠を入手できるわけではない^(*)。
- ・ 売掛金に対する確認により入手した監査証拠は、実在性には適合するが、回収可能性（評価の妥当性）には必ずしも適合しない^(*)。

同様に、あるアサーション（例えば、棚卸資産の実在性）に関する監査証拠を入手することは、他のアサーション（例えば、棚卸資産の評価の妥当性）に関する監査証拠を入手することの代替とはならない。一方、複数の情報源から入手した監査証拠や異なる種類の監査証拠が、同一のアサーションに適合する監査証拠を提供することも多い^(*)。

(*)1 期末日後に売掛金が回収された事実は、当該売掛金が期末日に実在していたこと（実在性）及び回収可能であったこと（評価）を示すが、そのみでは当該売掛金が発生した会計期間（期間帰属）は必ずしも明らかにならない。

(*)2 資産が物理的に存在する事実を確認めたととしても、当該資産に係る権利が被監査会社に帰属しているとは限らず、また、当該資産の評価基準及び評価方法並びに評価額は明らかにならない。

(*)3 株券や債券の現物があることを確認めたととしても、それらの所有権が被監査会社にあるとは限らず、また、それらの評価基準及び評価方法並びに評価額は明らかにならない。

(*)4 帳簿に計上されている売掛金の残高について、得意先の同意を得るのみでは、得意先に弁済の意思や能力があるかどうか（当該売掛金が回収可能であるかどうか）は必ずしも明らかにならない。

(*)5 複数の情報源から入手した監査証拠に矛盾がない場合又は異なる種類の監査証拠が相互に矛盾しない場合には、通常、個々に検討された監査証拠に比べ、より確かな心証が得られる（例えば、企業から独立した情報源から入手した情報が企業内部で生成された監査証拠を裏付けている場合）。